

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本整備計画では、長寿命化計画に基づき、河口に設置されている河川管理施設（排水機場、樋門）の延命化を行います。

河川工事を実施する施行の場所および種類を表-3.1.1に示し、施設位置を図-3.1.1に示します。

また、局所的に流下能力が不足している箇所については、必要に応じて部分的な改修を行い、浸水被害の軽減を図ります。

表-3.1.1 対象河川及び施行区間

河川名	施設名	施行の場所	河川工事の主な内容
大河原川	大河原樋門	尾道市 向東町	扉 体：取替 開閉装置：分解整備又は取替 操 作 盤：機器整備又は取替
	大河原排水機場	尾道市 向東町	ポ ン プ：分解整備又は取替 原 動 機：分解整備又は取替 電源設備：分解整備又は取替 除塵設備：分解整備又は取替



大河原樋門



大河原排水機場

図-3.1.1 対象河川及び施行区間位置図

本整備計画の対象となる河川管理施設の概要を以下に示します。

表-3.1.2 河川管理施設の概要

施設名	施設概要
大河原樋門	鉄筋コンクリート構造樋門, B10.1m×H4.4m×1門
大河原排水機場	排水能力 0.5m ³ /s, 全揚程 2.8m, 口径 φ 500 (2台)
	排水能力 1.0m ³ /s, 全揚程 2.9m, 口径 φ 700

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に行います。

また、広島県では効率的かつ効果的な維持管理（アセットマネジメント）を実施するため、「広島県河川維持管理計画(案)」を平成21年4月に策定しています。

この計画に基づき、河川巡視や出水期前・出水後など適切な時期に点検を実施し、状態把握及び評価を行い、その点検結果を蓄積するとともに必要な対策を実施することで、「河川管理施設」の機能の維持に努めます。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は、大河原川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 河道の維持

堆積した土砂が、治水上支障となる場合は、環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水による河床低下により、護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上支障となる場合は、適切な処理を行います。

(2) 護岸、堤防及び排水機場等の維持

護岸、堤防等の河川管理施設については、法崩れ、亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。なお、河口部に設置している排水機場についても、定期的な点検を実施し、機能の維持に努めます。

また、平成10年10月の台風10号で家屋浸水被害が発生した区間について、暫定的な護岸の嵩上げを実施し、家屋浸水被害の軽減に努めます。

さらに、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、長寿命計画を策定するなど、必要に応じて老朽化対策を行います。

(3) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため、必要箇所の草刈や樹木の管理を地元住民と協力しながら行います。

(4) 汚濁流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川景観等への配慮から、これを防止または、軽減するよう努めます。

(5) ゴミ・ヘドロ対策

ゴミ対策について、河川巡視により監視の強化に努めるとともに、地域住民・行政が一体となり、地域ぐるみで河川の美化を目指すよう、河川の浄化運動や一般市民を対象に川についての理解を深めてもらう活動などを行います。また、異臭の原因となっているヘドロについても関係機関と連携して対策を検討します。